

素 案

第6次延岡市長期総合計画



基本構想



目 次

▶計画の策定にあたって

第1	計画の策定趣旨	1
第2	計画の役割と性格	3
第3	計画の構成及び期間	4
第4	本市の沿革と現況	5

▶基本構想

第1	都市像	10
第2	キャッチフレーズ	13
第3	体系図	14
第4	長期総合計画と総合戦略の関係	16
第5	後期基本計画とSDGsの17のゴールの相関関係	19
第6	将来人口	20
第7	まちづくりの基本目標と施策の大綱	22

▶後期基本計画

第1部 延岡の特色を活かした交流連携のまちづくり

第1章	「東九州のクロスポイント」としての拠点都市づくり	43
第2章	高速道路の整備	45
第3章	鉄道・バス等（広域的な移動手段）の整備	47
第4章	交流連携のまちづくり	
第1節	広域連携	49
第2節	都市間交流・国際交流	51
第5章	大学を活かしたまちづくり	53
第6章	アスリートタウンの再構築	55
第7章	歴史・文化を学び育むまちづくり	
第1節	歴史・文化を学び育む拠点	57
第2節	文化財の保護と活用	59
第8章	移住の促進・関係人口の創出	61

第2部 未来を切り拓く活力ある産業づくり

第1章	農業の振興	67
第2章	林業の振興	69
第3章	水産業の振興	71
第4章	商業の振興	
第1節	商業の振興	73
第2節	中心市街地活性化	75
第5章	観光産業の振興	77
第6章	工業の振興	79
第7章	企業立地の推進	81
第8章	IT産業の集積促進等	83
第9章	人材政策の推進	85
第10章	創業支援や新たな産業の創出等	87

第3部 安心・安全な暮らしを支える地域づくり

第1章	地域コミュニティ	93
第2章	みんなで決めて、みんなで逃げる住民主体の防災	95

第3章	消 防	97
第4章	安心・安全な暮らしづくり	99
第5章	子どもを産み育てたいと思えるまちづくり	101
第6章	高齢福祉・介護	103
第7章	障がいと共に暮らせる社会づくり	105
第8章	健康長寿と医療	107
第9章	生活を支える制度	109
第10章	公共交通（日常的な移動手段の確保）	111
第4部 一人ひとりを大切に育む人づくり		
第1章	一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育	
	第1節 教育内容の充実	117
	第2節 教育環境の整備	119
第2章	青少年の人間力育成	121
第3章	全ての世代の向上心を大切にする生涯学習・社会教育	
	第1節 生涯学習・社会教育	123
	第2節 図書館サービスの充実	125
第4章	豊かな心あふれる文化都市づくり	127
第5章	スポーツ・レクリエーションのさらなる推進	129
第6章	男女共同参画社会づくり	131
第7章	すべての市民の人権が尊重されるまちづくり	133
第5部 めくもりと躍動感が感じられる都市環境づくり		
第1章	環境保全	139
第2章	廃棄物対策	141
第3章	生活衛生	143
第4章	持続可能な土地利用	145
第5章	市街地整備	147
第6章	道 路	
	第1節 国・県道	149
	第2節 市 道	151
第7章	住 宅	153
第8章	市民と育む公園緑地	155
第9章	自然・歴史・産業が織りなす景観づくり	157
第10章	水 道	159
第11章	下水道	161
第12章	河川・港湾・海岸	163
第13章	それぞれの地域の特色を活かした中山間地域対策	165
第6部 多様な人材が参画する市民が主役のまちづくり		
第1章	市民が主役のまちづくり	169
第2章	「対話の市政」の基盤となる広報・広聴・情報公開の充実	171
第3章	地域の実情に合った「スマートシティ」の構築	173
第4章	効果的で効率的な行政経営	175
第5章	使命感を持って市民と向き合う市役所を目指して	177

策定にあたって

第1 計画の策定趣旨

本市は、平成28年3月に、向こう10年間のまちづくりのグランドデザインとして「第6次延岡市長期総合計画」を策定し、その下で平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする「前期基本計画」に基づき各種施策を展開してきましたが、この5年間で、私たちは、例えば次のような大きな経済・社会の構造的変化に直面してきています。

1. 想定外の災害が相次ぐ中で大転換が必要な防災施策

想定を超える災害が相次ぐ中、平成30年12月、政府中央防災会議の防災対策実行会議がとりまとめた「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について」の報告書には、「行政は防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、災害が激甚化している中で、「既存の防災施設、行政主体のソフト対策のみでは災害を防ぎきれない」ことを前提にすると、国民全体で共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換していく必要がある」と記載されています。さらにめざす社会として、「これまでの「行政主導の取り組みを改善することにより防災対策を強化する」という方向性を根本的に見直し、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取り組み改善による防災意識の高い社会を構築する必要がある」と記載されています。

これは、防災行政の大転換を意味するとともに、あわせて、防災に限らず、「市民が主体・市民が主役」の社会の実現が必要であることを意味するものと考えられます。

2. 想定外の新型コロナウイルス感染症の感染拡大と一人ひとりの行動の重要性

令和元年12月の中国・武漢市での初感染から世界全体での爆発的な感染拡大につながった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、マスク・手洗い・うがいやいわゆる「3密」を避けるなど、一人ひとりが「自分の身を自分で守る」ことや「自分の身を自分で守ることが、周囲の人を守ることになる」という状況に直面しました。

「一人ひとりの行動こそが感染拡大防止策」という状況の中、私たちは改めて一人ひとりの行動が社会全体につながっていることを痛感しました。

3. 「デジタル化」がもたらす「一人ひとりが主役」の社会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「リモート」形式による仕事や生活のスタイルが急速に普及しました。また学校の臨時休業を機に学校におけるオンライン学習も急

速に普及しました。

このような社会の構造的変化の中で、私たちは、一人ひとりの仕事や生活のスタイルを自分で選びとることも可能なことを知りました。そのことが、「ワーケーション」という言葉に代表されるように、大都市圏への一極集中の是正や企業等の地方展開の可能性などを大きく拡げてきています。

また、小中学校でのオンライン学習においては、児童・生徒一人につき一台の端末が整備されるとともに、本市ではA Iソフトを導入することで、一人ひとりの到達度に合わせて学習ができ、また主体的・自律的な学習が促進されることになりました。

このことは「自分は周囲と違う」ことが当たり前という状況をつくったとも言え、一人ひとりの子どもが自己肯定感や自己信頼を持つことができるきっかけにもなると考えられます。

さらに、行政サービスや商取引など経済活動のデジタル化が進むことで、時間や場所に制約されず、一人ひとりの働き方や生き方に応じて経済・社会活動が展開できる可能性が飛躍的に拡大していくことが明らかになっています。

4. S D G s (Sustainable Development Goals) 達成への貢献とダイバーシティ (多様性)

S D G sは、2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための2030年に向けた国際目標であり、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）、232のインディケーター（評価指標）が設定されています。

S D G sの達成に向けては、年齢や性別、職業などを分けて考えるのではなく、一人ひとりに違いがあることを当たり前に受け入れ、そのうえで能力や可能性を引き出し、それを強みとして生かすという「ダイバーシティ（多様性）」の考えがとても重要です。市民、市民団体、NPO、企業、大学などの多様な主体が、互いに連携しながら取り組みを進めていく必要があります。

S D G sは、ゴールの達成に向けて焦点を当てる分野やその方向性が示されているものの、あくまで世界共通の包括的な要素にとどまっており、実際にS D G sを運用していくためには、多様な主体が地域の状況を勘案しながら、ゴールの達成に何が必要かを自分達で考え、行動することが必要です。そのため、グローバル視点で定められているS D G sの指標を自治体レベルの視点に落とし込んだ「ローカル指標」の策定が求められています。

S D G sの理念を政策に取り入れることで、これまで地域が抱えていた課題を顕在化させ、その解決に向けた多様な視点を織り込んだ施策へとつなげることが可能になることや、S D G sの特徴である「経済・社会・環境」の3側面を統合的に捉えた施策を実施することで、異なる分野の課題を解決するような相乗効果を生み出すとともに、政策全体を最適化し、課題解決に向かう可能性が高まることが期待されています。

このように、S D G sの達成へ向けた取組みは、様々な地域課題の解決に資するものであ

ることから、SDGsの理念を盛り込んだ計画を策定し、様々な取組みを通してその達成を目指していきます。

以上のような4つの大きな潮流の中で、本市は向こう5年間で展望して後期基本計画を策定することになりましたが、これらの潮流を的確にとらえながら、市政の発展や市民生活の向上を目指していく必要があります。平成28年3月に10年間の本市がめざす総合かつ計画的なまちづくりの基本理念・基本方向を示した基本構想において定めた都市像「市民力・地域力・都市力が躍動するまちのべおか」を踏まえながらも、これまで以上に「市民一人ひとりが主役」の理念を根底に据えた都市像を掲げる必要があります。

第2 計画の役割と性格

1 計画の役割

(1) 市政運営の基本となる指針を示した最上位の計画

長期総合計画は、将来を見据えたまちづくりのための様々な施策を総合かつ効果的に進めていくための基本的な指針となるもので、本市が進むべき方向を明確に示し取り組むべき施策を体系化した、本市における最上位の計画です。

(2) 市民と行政が共通の理念の下にまちづくりを進めていくための指針となる計画

将来を見据えたまちづくりの目標実現に向け、取り組むべき施策を明確にすることで市民（事業者、自治会、NPO法人などを含む。）と行政が共通の理念の下にまちづくりを進めていくための指針となるものです。

2 計画の性格

(1) 市民の視点に立った、わかりやすい計画

今回の計画は、市民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいくことを基本に、市民の視点に立ったわかりやすい計画づくりを目指して、多くの市民の皆様のご参加のもと計画を策定しました。

具体的には、各種施策において努力すべき目標を主要な指標で示し、また、市民と行政の担うべき役割及び施策の基本的方向・めざす姿を明確にした計画です。

(2) 実効性のある計画

市民ニーズが複雑多様化し行政課題も多く存在しますが、本計画が総花的なものにならないように、課題を具体的に整理し、「第1 計画の策定趣旨」にある大きな潮流を踏まえて各種施策を展開することにより、実効性のある計画としています。

第3 計画の構成及び期間

計画は次のように「基本構想」「基本計画」により構成されています。

1 基本構想

基本構想とは、これからのまちづくりの基本姿勢を明確に示し、本市のめざす都市像を実現するために必要な基本目標及び施策の大綱を定めるものです。

期間は平成28年度から令和7年度までの10年間としますが、著しい環境の変化等がある場合には見直しを行います。

2 基本計画

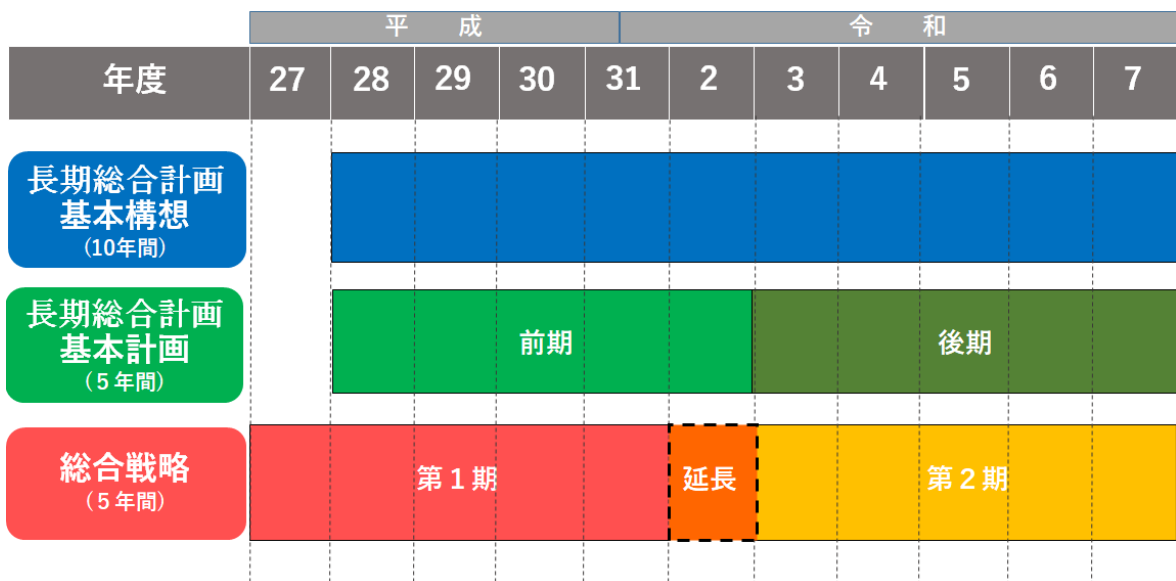
基本計画とは、基本構想の下にその目標達成のために必要な基本的施策を総合的・体系的に定めるものです。

期間は5年間とし、平成28年度から令和2年度までを前期基本計画、令和3年度から令和7年度までを後期基本計画とします。

3 総合戦略

総合戦略は、長期総合計画の中で、特に人口減少問題や地方創生の観点から重点的施策をとりまとめたものです。

第1期総合戦略は令和2年度をもって終期を迎えることから、第6次長期総合計画「後期基本計画」と「第2期総合戦略」を一体的に策定し、整合性を図ります。



第4 本市の沿革と現況

1 沿革

延岡地方は、江戸時代に城下町として栄え、明治22年（1889年）には、町村制の実施により延岡町制が敷かれました。大正12年（1923年）、日豊本線の開通によって県北物産の集散地としての経済的地位を確立するとともに、同年、旭化成(株)の前身である日本窒素肥料(株)延岡工場の建設により、東九州屈指の工業都市としての第一歩を踏み出しました。

昭和5年に延岡町、岡富村、恒富村の3町村が合併し「延岡町」となり、同8年2月11日に市制が施行され「延岡市」が誕生しました。その後、同11年には東海・伊形両村と、同30年には南方・南浦両村と合併し市域を拡大しました。さらに、平成18年2月には北方・北浦両町と、平成19年3月には北川町と合併し、広大な市域を有するまちとなりました。

この間、昭和20年の戦災による市街地の焼失や、数次の台風による洪水など、多くの災害を受けましたが、市民の努力によりこれらを乗り越え、戦後の高度経済成長とともにめざましい復興と発展を遂げてきました。

現在、延岡市は、人口約11万8千人の宮崎県北の中核都市として、また、これまでの東九州随一の工業集積地としての位置付けに加え、農林業や水産業など多彩な産業を有するポテンシャルの高いまちとなっています。一方、西に祖母傾国定公園の山並を望み、東には日豊海岸国定公園のリアス式海岸を織り成し、市内を五ヶ瀬川、北川などの清流が貫流し、また市街地を一望できる愛宕山を有する風光明媚で自然豊かな都市ともなっています。

また、城下町として栄えた本市は、歴史と文化に育まれた都市でもあり、市の中心部に位置する城山は、県内最大の近世城郭として市のシンボリック存在となっています。加えて、市内各地には神話に関する地名があるほか、記紀にまつわる神話が精神的な文化遺産として代々語り継がれてきており、本市は産業と自然や歴史・文化が調和した都市となっています。

2 現況

(1) 位置及び範囲

本市は、東九州地域の宮崎県北部に位置し、福岡まで約324km、大阪まで約808km、東京まで約1,365kmの距離にあります。

市域は、東は日向灘に面し、西は西臼杵郡日之影町、南は東臼杵郡門川町、北は大分県佐伯市に隣接する、東西約48km、南北約39km、総面積868.03km²という、九州で2番目に広い面積を持つ地域です。

(2) 地形・気候

本市周辺の地勢は、九州南部を西南から東北にかけて斜層する四万十層の山地が、宮崎市から日向市にいたる平坦な海岸線と交差する部分にあたるため、東の海岸線は山地が海に迫るリアス式海岸を形成し、市の西方から北方にかけては、九州の脊梁を成す九州山地が県境に横たわっています。

市域を貫流する主要な河川としては、九州山地に源を發して東流する五ヶ瀬川、大崩山を源とする祝子川、大分県から南流する北川があり、河口で合流し日向灘へと注いでいます。

気候は温暖多雨の南海型に属し、黒潮の影響により冬は暖かく、年間の平均気温は 16℃前後で平地部では年間を通してほとんど降雪はみられません。また、年間降水量は 2,400mm を超え平均湿度も 70%前後と多雨多湿にありますが、冬季でも日照時間が長いことから年間日照時間も 2,100 時間を超える恵まれた気候となっています。

(3) 自然の豊かさ

須美江海水浴場と下阿蘇ビーチは、平成 18 年度に環境省の定める「快水浴場 100 選」に選ばれました。これは、全国の海水浴場、湖沼・河川などの水浴場の中から、水質・安全性などの要件を満たす 100 カ所を選定したもので、中でも下阿蘇ビーチは、特に評価の高い 10 カ所に贈られる「海の部特選」に九州で唯一、選ばれています。また、本市の水産業は、総漁獲量で全国第 11 位、九州第 3 位、県内においては第 1 位の水揚げを誇っています(平成 30 年)。

大崩山を含めた祖母傾山系は、幅広い植生や希少な野生動植物が生息しているなど豊かな自然が残っており、森林セラピーや登山など自然を活用した地域活動も盛んに行われています。そのような中、自然環境とこの地域の「自然と人との共生」が世界で高く評価され、平成 29 年 6 月に祖母・傾・大崩ユネスコエコパークとして登録されました。また、スギ素材の生産量については、29 年連続で宮崎県が連続して日本一ですが、その中で本市は最も森林面積が広いことから、いわば「日本一の森のまち」とも言えます。

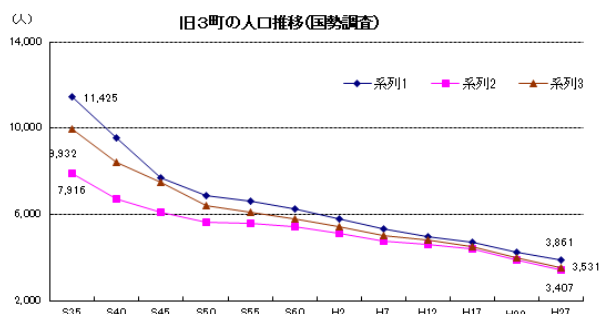
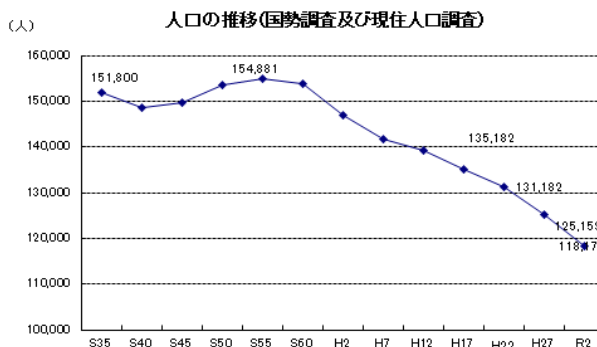
五ヶ瀬川は、国土交通省が実施している全国の主要な河川の水質調査において、7 年連続で最高評価を受けるなど、全国トップクラスの水質を誇っています。また、市民による水辺の環境保全が活発な地域や、水に関する歴史・文化が育まれている地域などを対象とする国土交通省の「水の郷百選」に選ばれており、これは鮎やかな、流れ灌頂(かんじょう)などの伝統行事、岩熊井堰(いぜき)などの古くからの利水施設の保存利用が評価されたと言えます。

(4) 人口・世帯数

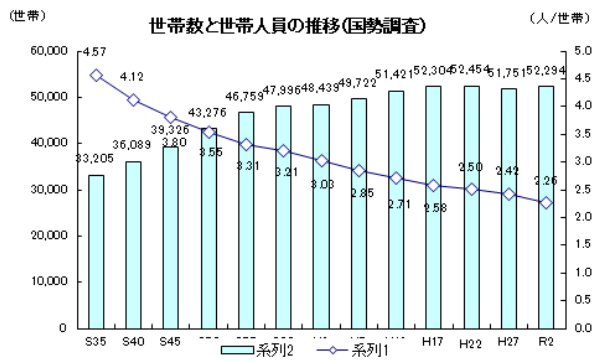
○人口・世帯数の推移

延岡市は、平成 27 年国勢調査(速報値)において人口 125,212 人、世帯数 51,710 世帯となっています。昭和 8 年の市制施行時には 42,401 人であった人口が、都市化とともに急激に増加し、昭和 55 年には 154,881 人と着実な増加を見せましたが、その後は減少傾向が続いています。

また、平成 18 年 2 月と平成 19 年 3 月の 2 度にわたる合併により、人口は約 13 万 3 千人となりましたが、旧 3 町の地域においても、これまで町外への労働力の流出などで減少傾向が続いています。

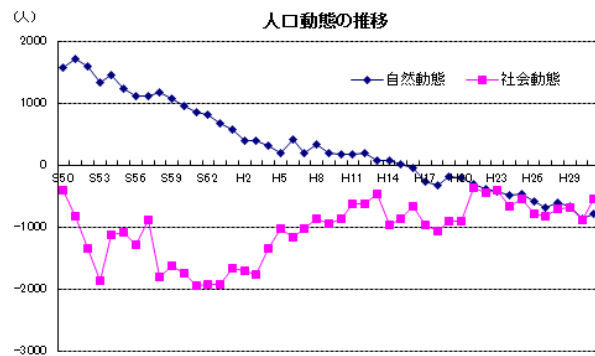


世帯数については、これまで核家族化の進行により増加傾向にあり、また、1世帯あたりの人員は、都市化の進展や核家族化の進行、少子化等により減少傾向にあります。



○人口動態

わが国の人口は、出生率の低下に伴う少子化の進行などにより、これから人口減少時代を迎えると予測されています。

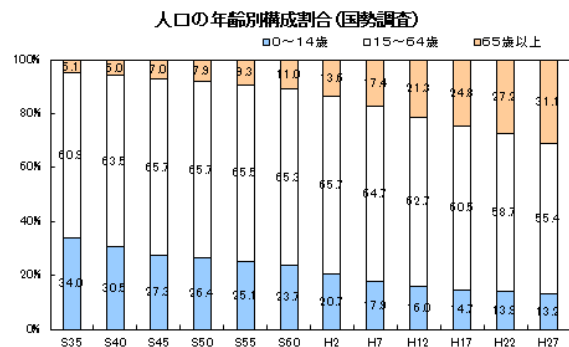


本市においても、自然増減数が年々縮小傾向にありましたが、平成17年には出生が死亡を下回る自然減に転じています。

また、社会動態については、近年減少の幅が小さくなってはいますが、常にマイナス(転出者数が転入者数を上回る)で推移しています。

○人口の年齢別構成割合

若年層の人口が年々低下する中で、高齢者の人口比率は急速に高くなるなど、少子高齢化が確実に進行しています。

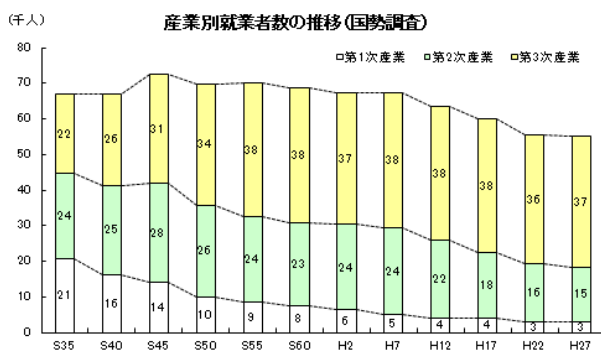


(5) 産業

○産業別就業者数

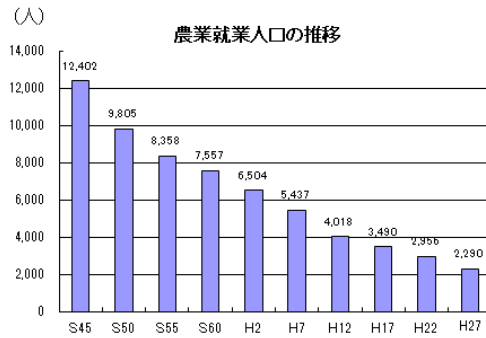
就業者数については、昭和45年をピークに徐々に減少の傾向にあります。

産業別に見ると、第1次産業と第2次産業の就業者数は減少傾向を示しています。



○農業就業人口

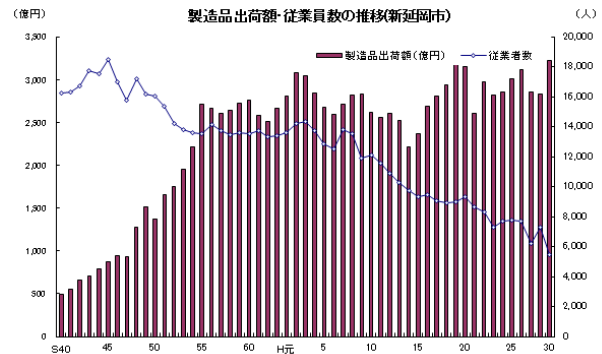
農産物の価格の低迷、担い手不足と高齢化、国際化の進展に伴う国内外の産地間競争の激化など、農業を取り巻く環境には非常に厳しいものがあり、本市においても、農業就業人口や農業産出額は年々減少してきています。



○製造品出荷額

製造品出荷額については、順調に増加してきましたが、バブル経済の崩壊や経済のグローバル化など社会情勢の変化もあり、近年、減少傾向が続いています。

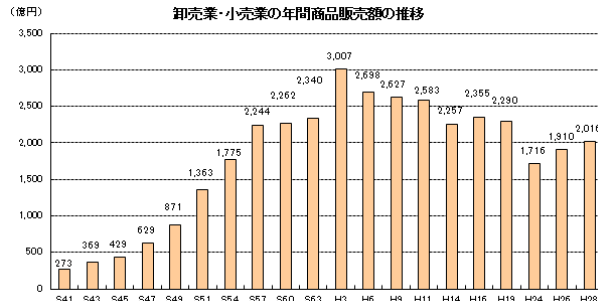
なお、旭化成(株)の創業の地である本市は、ものづくり技術が集積する東九州有数の工業都市として発展してきました。現在も旭化成(株)の国内最大の生産拠点として、地元企業との協力体制のもと、「プラノバ(ウイルス除去フィルター)」や「ベンベルグ(キュプラ繊維)」、「ホール素子(磁気センサー)」など国内をはじめ世界トップシェアの製品なども数多く造られています。



○年間商品販売額

近年、消費者のライフスタイルやニーズの多様化、モータリゼーションの進展、規制緩和などの影響を受け、商業を取り巻く環境は急激に変化しています。

集客力や販売力の低下に伴い、近年、年間商品販売額も減少傾向にあります。



基本構想

第1 都市像

第2 キャッチフレーズ

第3 体系図

第4 長期総合計画と総合戦略の関係

第5 後期基本計画とSDGsの17のゴールの相関関係

第6 将来人口

第7 まちづくりの基本目標と施策の大綱

第1 都市像

「市民がまんなか～市民力・地域力・都市力が躍動するまち のべおか」

人口減少や長寿社会の急速な進行、厳しい地域経済の状況などの中であって、本市は、東九州自動車道の開通や九州中央自動車道の整備進捗などにより「陸の孤島」から「東九州のクロスポイント」としての新たな局面を迎えました。

また、荒ぶりを増す自然災害やコロナ禍での「新しい生活様式」、デジタル化の進展などの動向は、私たちの生活や働き方などに大きな影響を与え、これまで以上に市民一人ひとりが自ら考え、自ら生活や働き方を選びとり、自ら行動していく時代をもたらしているとも考えられ、市民生活や産業などにとっての土台作りとしての各種インフラ整備や行政の情報提供等が重要になってきています。

本市では、平成27年度において、平成28年度から令和7年度までの10年間の基本構想を策定し、その下で平成28年度から令和2年度までの5年間の前期基本計画を策定し、推進してきました。その中で、「市民力・地域力・都市力が躍動するまち のべおか」を都市像として掲げてきましたが、私たちは、これまでの積み重ねの上に立ちつつも、本市を取り巻く社会・経済の大きな変化を踏まえ、且つそれを的確に捉えて本市の発展につなげていくため、これまで以上にまちづくりの原点に立ち返りながら、大胆な変革を実現していく必要があります。

そこで、後期基本計画では、めざすべき都市像として、「市民がまんなか～市民力・地域力・都市力が躍動するまち のべおか」を掲げてまちづくりを推進します。

1. 市民力

これまで以上に「一人ひとりが主役」の時代を進め、市民力のさらなる展開を図ります。

市民力は、コミュニティ維持のための紐帯であることはもとより、特に福祉・災害時の「自助・共助」の取組みやボランティア活動など地域における相互扶助、支援活動などの必要性から、その役割への期待はますます高まっています。

これまで第6次長期総合計画前期基本計画を推進するにあたり、本市では「市民協働」、「市民力の育成」を念頭におきながら、様々な取組を進めてきました。その結果、津波避難路や生活道路をはじめ各種インフラ整備に市民自らが取り組む「協働・共汗事業」が始まり、また、例えば「ゴールデンゲームズ in のべおか」や「延岡西日本マラソン」など、数々のスポーツイベントの支援を担う「のべおかアスリートタウンサポーターズ（NATS）」の活躍や、小中学生の学習支援を企業OBや教員OBなどが行う「NPO法人 学校支援のべおかはげまし隊」の活躍などに見られるように、市民が主体となったまちづくり活動が非常に活発になっています。

今後はこの本市ならではの市民力を、防災・減災や介護・福祉・子育て・教育・観光振興など、様々な分野で、これまで以上の展開を図りながら、新たな時代のまちづくりを進めます。

2. 地域力

持続可能な地域づくりと地域間の連携強化、地域力のさらなる展開を図ります。

市民力のつながりなどによってつくられる地域力は、日常生活における福祉、教育・子育て、防犯・防災などの社会の様々な場面でセーフティネットや「共助」として機能する、まちづくりを進めていく上で必要不可欠な要素ですが、人間関係の希薄化や人口減少・高齢化などの影響が懸念されるなか、地域力の維持・展開はますます大きな課題となっています。

これまで本市では、近隣の人々が高齢者への「声かけ」「見守り」「助け合い」など日常的に行う「地域福祉推進チーム」による活動や、健康長寿のまちづくり、「延岡市の地域医療を守る条例」に基づく活動、子どもの見守り活動のほか、地域住民の活動の拠点となるコミュニティセンターの整備など、自主性、自立性を尊重しながら市民参加による地域力の展開を進めてきました。また、新たな交通システムを地域住民と連携して構築することや、人口減少のスピードが速い中山間地域、特に三北地域において、近年各地域の特色を活かした「延岡合衆国」づくりを進めるとともに、県内唯一の有人離島である島浦島の活性化にも取り組んできました。

今後は、これまでの各種取組を継続的に進めるとともに、中山間地域、市街地それぞれの特色や役割を考慮し、デジタル化の動向も的確に捉えながら、地域力を活かした新たな時代のまちづくりを進めます。

3. 都市力

一人ひとりが輝くための都市力を高めていきます。

地方自治体を取り巻く環境が厳しくなる中で、市民、特に若い世代や子育て世代の満足度が高いまち、観光客がリピーターとして訪れたいくなるまち、あるいは大都市圏などの住民も安心して移り住みたいくなるまち、など魅力的な都市であるためには、そのまちの総合力である都市力の充実が必要です。

本市には、これまで、東九州屈指の工業都市として製造業などが集積してきましたが、平成28年の東九州自動車道の開通と九州中央自動車道の整備進捗により「東九州のクロスポイント」としての優位性が顕在化してくるにつれて、より一層の産業集積が図られ、既存の工業団地が売断となり、新たな産業団地の整備によるさらなる産業集積を進める状況となりました。

加えて、地下に活断層がないという強みを活かしながらIT企業の誘致を行った結果、延岡駅前などにIT企業が進出しており、また、延岡駅西口に㈱まちづくり延岡が整備する再

開発ビル内にもIT企業を誘致するとともに、本市のDX（*）の拠点となるコワーキングスペースの整備にも取り組んでいます。

さらに、東京大学ソーシャルICT研究センターとの連携により市民行動データを分析することで、新たなまちなか循環バスの路線設定等を行う交通分野のDXを進めることを皮切りに、市民生活向上のためのDXによる都市づくりを進めていきます。

また、少子化に歯止めをかけるべく、子ども医療費の中学3年生までの助成拡大や病児及び病後児保育の充実、保育園定員の拡大や保育人材等の養成校（短大）の誘致、小中学校における普通教室エアコン整備100%や一人一台パソコンの整備によるオンライン学習環境の整備、全国に例を見ない新たな仕組み（（仮称）延岡子ども未来創造機構）による「人間力」育成も含めた教育力の向上など、子育て・教育分野などにも力を入れてきました。

このように、市民の豊かな暮らしが実現できるまち、都市部の住民が移り住みたくなるまちとしての魅力をより一層高めるため、都市力のさらなる充実と新たな展開によりまちづくりを進めます。

*DX（デジタルトランスフォーメーション）・・・データやデジタル技術を活用して、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

第2 キャッチフレーズ

「市民がまんなか～市民力・地域力・都市力が躍動するまちのべおか」という都市像を踏まえ、まちづくりのキャッチフレーズを募集します。

都市像

「市民がまんなか～市民力・地域力・
都市力が躍動するまち のべおか」

キャッチフレーズ

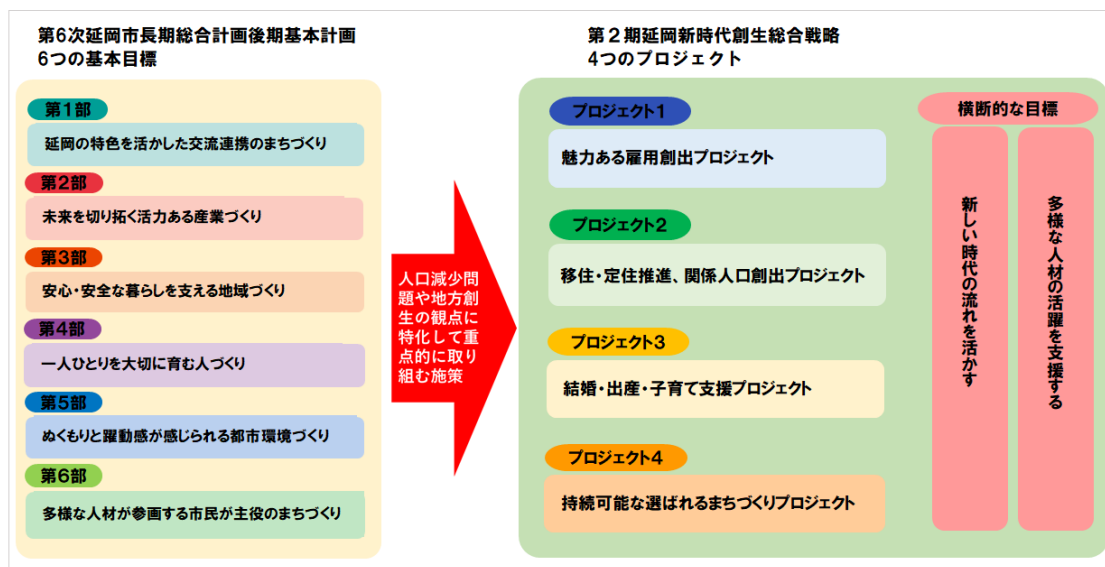


6つの基本目標	基本目標ごとの取組
<p>【第1部】 延岡の特色を活かした 交流連携のまちづくり</p>	<p>「東九州のクロスポイント」としての拠点都市づくり 高速道路の整備 鉄道・バス等（広域的な移動手段）の整備 交流連携のまちづくり 大学を活かしたまちづくり アスリートタウンの再構築 歴史・文化を学び育むまちづくり 移住の促進・関係人口の創出</p>
<p>【第2部】 未来を切り拓く活力ある 産業づくり</p>	<p>農業の振興 林業の振興 水産業の振興 商業の振興 観光産業の振興 工業の振興 企業立地の推進 ICT産業の集積促進等 人材政策の推進 創業支援や新たな産業の創出等</p>
<p>【第3部】 安心・安全な暮らしを支える 地域づくり</p>	<p>地域コミュニティ みんなで決めて、みんなで逃げる住民主体の防災 消防 安心・安全な暮らしづくり 子どもを産み育てたいと思えるまちづくり 高齢福祉・介護 障がいと共に暮らせる社会づくり 健康長寿と医療 生活を支える制度 公共交通（日常的な移動手段の確保）</p>
<p>【第4部】 一人ひとりを大切に育む 人づくり</p>	<p>一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育 青少年の人間力育成 全ての世代の向上心を大切にする生涯学習・社会教育 豊かな心あふれる文化都市づくり スポーツ・レクリエーションのさらなる推進 男女共同参画社会づくり すべての市民の人権が尊重されるまちづくり</p>
<p>【第5部】 ぬくもりと躍動感が感じられ る都市環境づくり</p>	<p>環境保全 廃棄物対策 生活衛生 持続可能な土地利用 市街地整備 道路 住宅 市民と育む公園緑地 自然・歴史・産業が織りなす景観づくり 水道 下水道 河川・港湾・海岸 それぞれの地域の特色を活かした中山間地域対策</p>
<p>【第6部】 多様な人材が参画する 市民が主役のまちづくり</p>	<p>市民が主役のまちづくり 「対話の市政」の基盤となる広報・広聴・情報公開の充実 地域の実情に合った「スマートシティ」の構築 効果的で効率的な行政経営 使命感を持って市民と向き合う市役所を目指して</p>

第4 長期総合計画と総合戦略の関係

第2期延岡新時代創生総合戦略は、市の最上位の計画に位置付けられる長期総合計画を上位計画とし、その中で、特に人口減少問題や地方創生に関連する重点的施策について、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本方針に基づき、本市の人口減少の克服と地域の自立的かつ持続的な活性化に向けた現状と課題、めざすべき姿、そして令和3年度から7年度までの5年間の基本的な取組方向と取組項目を示すものです。

第1期総合戦略は令和2年度をもって終期を迎えることから、第6次長期総合計画「後期基本計画」と「第2期総合戦略」を一体的に策定し、整合を図ります。



○第6次長期総合計画（後期基本計画）と第2期総合戦略との相関関係

後期基本計画における基本目標ごとの取組と第2期総合戦略の4つのプロジェクトとの関係性は、下表のとおりです。

6つの基本目標	基本目標ごとの取組	プロジェクト1							
		方向1-1		方向1-2		方向1-3		方向1-4	
		施策1	施策1	施策1	施策2	施策3	施策4	施策1	施策1
のまちづくり のまちづくり のまちづくり のまちづくり のまちづくり のまちづくり のまちづくり のまちづくり のまちづくり のまちづくり	第1章 「東九州のクロスポイント」としての拠点都市づくり		●						●
	第2章 高速道路の整備								
	第3章 鉄道・バス等(広域的な移動手段)の整備								
	第4章 交流連携のまちづくり				第1節 広域連携				
	第5章 大学を活かしたまちづくり				第2節 都市間交流・国際交流				
	第6章 アスリートタウンの再構築								
	第7章 歴史・文化を学び育むまちづくり				第1節 歴史・文化を学び育む拠点				
	第8章 移住の促進・関係人口の創出				第2節 文化財の保護と活用				
	第1章 農業の振興			●			●		
	第2章 林業の振興				●				
第3章 水産業の振興					●				
第4章 商業の振興				第1節 商業の振興					
第5章 観光産業の振興				第2節 中心市街地活性化				●	
第6章 工業の振興		●							
第7章 企業立地の推進		●	●						
第8章 IT産業の集積促進等		●							
第9章 人材政策の推進		●							
第10章 創業支援や新たな産業の創出等			●					●	
域安心・安全な暮らしを支える地	第1章 地域コミュニティ								
	第2章 みんなで決めて、みんなで逃げる住民主体の防災								
	第3章 消防								
	第4章 安心・安全な暮らしづくり								
	第5章 子どもを産み育てたいと思えるまちづくり								
	第6章 高齢福祉・介護								
	第7章 障がいと共に暮らせる社会づくり								
	第8章 健康長寿と医療								
	第9章 生活を支える制度								
	第10章 公共交通(日常的な移動手段)の確保								
一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育	第1章 一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育				第1節 教育内容の充実				
	第2章 青少年の人間力育成				第2節 教育環境の整備				
	第3章 全ての世代の向上心を大切にする生涯学習・社会教育				第1節 生涯学習・社会教育				
	第4章 豊かな心あふれる文化都市づくり				第2節 図書館サービスの充実				
	第5章 スポーツ・レクリエーションのさらなる推進								
	第6章 男女共同参画社会づくり								
	第7章 すべての市民の人権が尊重されるまちづくり								
環境保全 環境保全 環境保全 環境保全 環境保全 環境保全 環境保全 環境保全 環境保全 環境保全 環境保全 環境保全 環境保全	第1章 環境保全								
	第2章 廃棄物対策								
	第3章 生活衛生								
	第4章 持続可能な土地利用								
	第5章 市街地整備								
	第6章 道路				第1節 国・県道				
	第7章 住宅				第2節 市道				
	第8章 市民と育む公園緑地								
	第9章 自然・歴史・産業が織りなす景観づくり								
	第10章 水道								
	第11章 下水道								
	第12章 河川・港湾・海岸								
	第13章 それぞれの地域の特色を活かした中山間地域対策								
まちづくりが市民の暮らしを支える	第1章 市民が主役のまちづくり								
	第2章 「対話の市政」の基盤となる広報・広聴・情報公開の充実								
	第3章 地域の実情に合った「スマートシティ」の構築								
	第4章 効果的で効率的な行政経営								
	第5章 使命感を持って市民と向き合う市役所を目指して								

第5 後期基本計画とSDGsの17のゴールの相関関係

後期基本計画における基本目標ごとの取組とSDGsの17のゴールの関係性は、下表のとおりです。

6つの基本目標	基本目標ごとの取組	SDGs																
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任・つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
民間の特色を活かした交通連携のまちづくり	第1章 「東九州のクロスポイント」としての拠点都市づくり							●	●		●							
	第2章 高速道路の整備								●									
	第3章 鉄道・バス等(広域的な移動手段)の整備										●							
	第4章 交通連携のまちづくり										●							●
	第5章 大学を活かしたまちづくり			●						●								●
	第6章 アスリートタウンの再構築											●						●
	第7章 歴史・文化を学び育むまちづくり				●							●						●
	第8章 移住の促進・関係人口の創出																	●
未来を切り拓く活力ある産業の振興	第1章 農業の振興		●						●	●			●					
	第2章 林業の振興		●						●	●			●	●		●		
	第3章 水産業の振興		●						●	●			●		●			
	第4章 商業の振興								●	●			●					
	第5章 観光産業の振興								●	●			●					
	第6章 工業の振興								●	●			●					
	第7章 企業立地の推進								●	●			●					
	第8章 IT産業の集積促進等				●				●	●			●					
	第9章 人材政策の推進				●				●	●		●						
	第10章 創業支援や新たな産業の創出等								●	●			●					
安心・安全な暮らしを支える地域づくり	第1章 地域コミュニティ	●		●	●						●		●					●
	第2章 みんなで決めて、みんなで逃げる住民主体の防災	●									●		●					
	第3章 消防										●							
	第4章 安心・安全な暮らしづくり			●								●						●
	第5章 子どもを産み育てたいと思えるまちづくり	●				●			●	●								●
	第6章 高齢福祉・介護			●														●
	第7章 障がいと共に暮らせる社会づくり			●					●	●		●						
	第8章 健康長寿と医療	●		●								●		●				
	第9章 生活を支える制度	●		●					●	●		●						
	第10章 公共交通(日常的な移動手段)の確保								●	●		●						
一人ひとりを大切に育むまちづくり	第1章 一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育		●		●	●		●										●
	第2章 青少年の人間力育成				●													●
	第3章 全ての世代の向上心を大切にする生涯学習・社会教育				●													●
	第4章 豊かな心あふれる文化都市づくり				●													●
	第5章 スポーツ・レクリエーションのさらなる推進			●								●						●
	第6章 男女共同参画社会づくり			●		●			●			●						●
	第7章 すべての市民の権利が尊重されるまちづくり				●	●						●						●
めくもりと運動感が感じられる都市環境づくり	第1章 環境保全										●	●	●	●	●			
	第2章 廃棄物対策										●	●		●				
	第3章 生活衛生			●								●						
	第4章 持続可能な土地利用								●							●		
	第5章 市街地整備										●							
	第6章 道路									●								
	第7章 住宅	●																
	第8章 市民と育む公園緑地											●						●
	第9章 自然・歴史・産業が織りなす景観づくり											●						●
	第10章 水道						●					●						
	第11章 下水道						●					●		●				
	第12章 河川・港湾・海岸										●			●				
	第13章 それぞれの地域の特色を活かした中山間地域対策										●							●
多様な人材が活躍するまちづくり	第1章 市民が主役のまちづくり								●									●
	第2章 「対話の市政」の基盤となる広報・広聴・情報公開の充実																●	●
	第3章 地域の実情に合った「スマートシティ」の構築									●								●
	第4章 効果的で効率的な行政経営									●			●					●
	第5章 使命感を持って市民と向き合う市役所を目指して									●			●					●

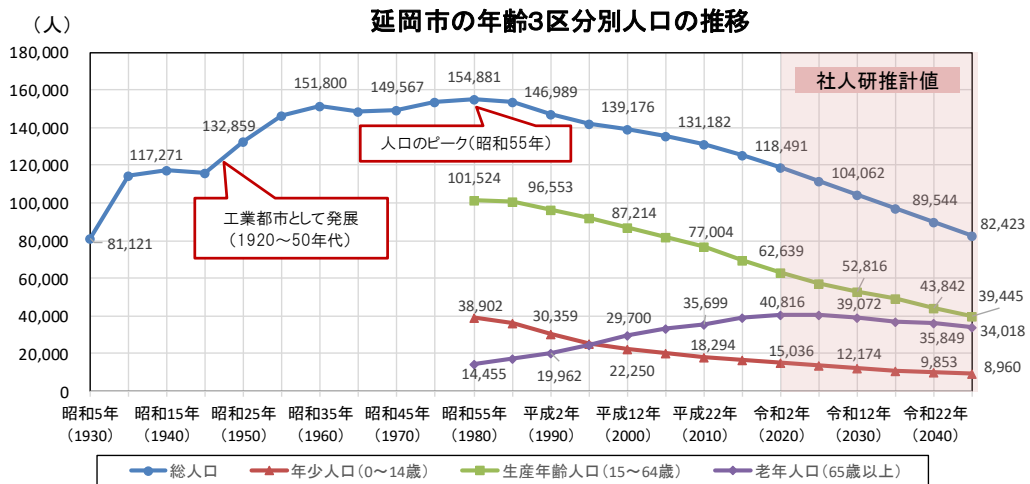
第6 将来人口

本市は、1920年頃より工場の立地が相次ぎ、第二次世界大戦後にかけて県下有数の工業都市として発展しました。人口も昭和55(1980)年には154,881人と増加のピークを迎えました(図1)。

しかし、その後は減少に転じ、平成27年(2015)年までの35年間で約30,000人(19.2%)の減少となっています。

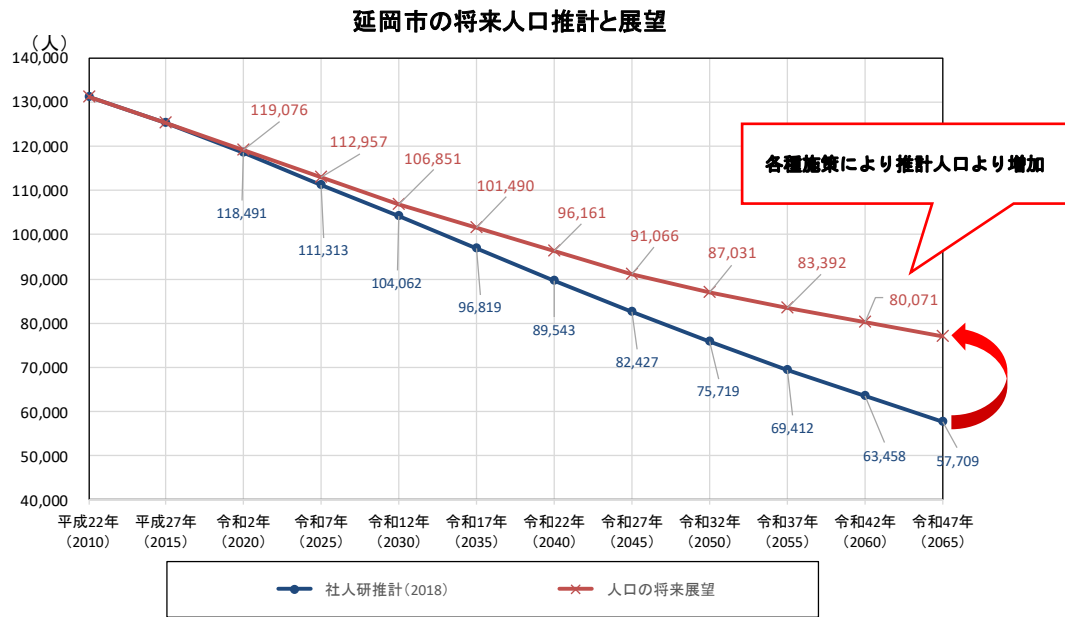
国立社会保障・人口問題研究所準拠推計によると、本計画期間の終了時点である令和7(2025)年の本市の総人口は111,313人にまで減少すると推計されています(図2)が、最近の25歳~39歳の人口増の動き(図3、図4)や県全体の合計特殊出生率の目標などを反映させ、また本計画の都市像である「市民がまんなか~市民力・地域力・都市力が躍動するまちのべおか」を目指した取組とともに、第2期延岡新時代創生総合戦略における、人口維持のための各種の取組を行うことにより、令和7(2025)年における人口推計を112,957人として、将来的に、令和42(2060)年には約8万人を維持・確保することを目指します。

(図1)

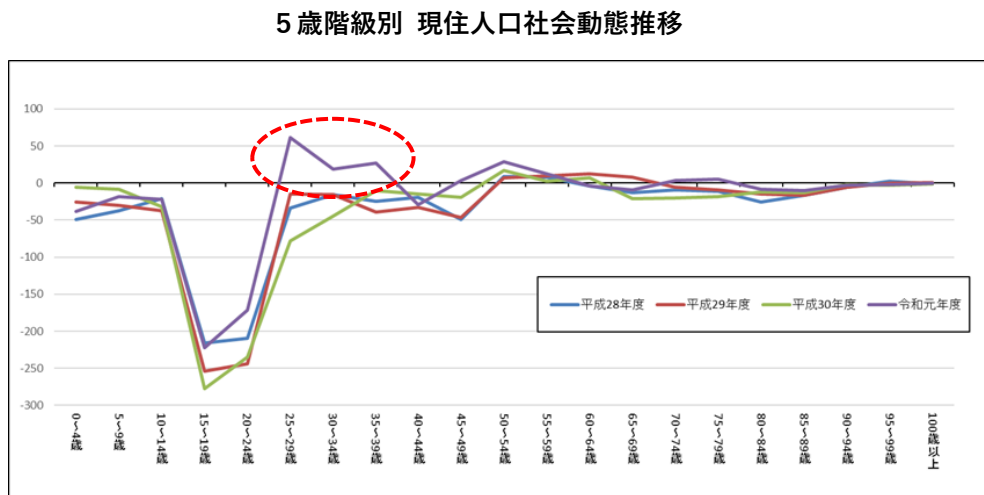


資料：平成27(2015)年までは国勢調査、令和2(2020)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

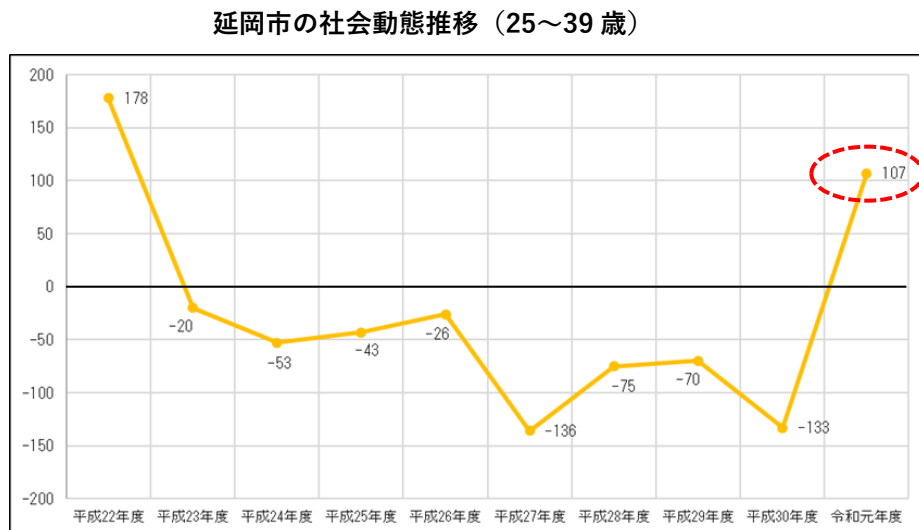
(図2)



(図3)



(図4)



第7 まちづくりの基本目標と施策の大綱

第1部

「延岡の特色を活かした交流連携のまちづくり」

本市は、高速道路の結節点であることの優位性を活かし、人・物・情報等の更なる交流・連携を図りながら、東九州の拠点都市として地域経済の活性化に貢献することが求められています。

そのため、地域産業や広域観光の促進、高速道路のネットワーク化や鉄道・バス等（広域的な移動手段）の整備、広域連携の強化、姉妹都市等との都市間交流や国際交流に努め、交流人口の拡大を図ります。また、大学を活かした産学官連携による新産業の創出や、本市の特性であるアスリートタウンづくりの推進、歴史・文化的施設の整備による文化活動の活性化、移住促進や関係人口の創出に向けた新たな取組など、交流連携のまちづくりを積極的に推進します。

第1章 「東九州のクロスポイント」としての拠点都市づくり

本市では、東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備が進むなか、産業、観光面等でのポテンシャルが高まっており、高速道路の結節点であることや、東九州地域の中心に位置する等の本市の強みを活かした東九州の拠点づくりが必要となってきました。

そのため、関係市町村や経済界等と連携を図り、高速道路や重要港湾細島港の整備促進のための要望活動を行い、地域経済の活性化や広域観光の推進による新たな人の流れの創出を図ります。

第2章 高速道路の整備

高速道路は、本市及び県北地域の産業、経済、観光、文化等の活性化のために活用されるほか、救急時・災害時の代替道路となるなど命の道としての役割を担っていることから、九州中央自動車道及び東九州自動車道の早期整備に向けた運動を積極的に展開し、九州の循環型高速交通ネットワークの構築に取り組みます。

また、高速道路の利用促進を図るとともに、高速道路を活用したまちづくりを推進します。

第3章 鉄道・バス等（広域的な移動手段）の整備

日豊本線の高速化・複線化及び東九州新幹線の整備に向けた取組を行うとともに、ICカードの利用エリア拡大や駅舎のバリアフリー化等の整備促進による鉄道の利便性向上と情報発信等による利用促進を図ります。

路線バスやまちなか循環バスのネットワークの最適化、乗合タクシー等への予約制の導入検討を進め、路線の維持・確保に努めるとともに、高速道路整備に伴う高速バス運行の拡充により交流人口の拡大を図ります。

第4章 交流連携のまちづくり 第1節 広域連携

宮崎県北定住自立圏構想の推進や宮崎県北部広域行政事務組合の活動強化により、宮崎県北圏域の振興に取り組むほか、県内自治体との連携強化を図ります。

さらには、東九州・九州中央・県境その他の地域との多面的な交流・連携を図るとともに新たな枠組みでの連携を図るなど、広域的な行政運営に取り組めます。

第4章 交流連携のまちづくり 第2節 都市間交流・国際交流

姉妹都市・兄弟都市等との都市間交流については幅広い分野での交流に努め、都市間の友好の絆を深めるとともに、交流人口の拡大を図ります。

また、国際交流事業の実施や関係団体との連携等を通して、市民の国際理解、多文化共生への理解を図ります。

第5章 大学を活かしたまちづくり

大学の学生確保に向けた大学と行政、関係団体の連携を推進するほか、大学の機能や人材を活用して、まちづくりリーダーなどの人材育成を図ります。また、産学官連携により若者の地元定着を図るとともに、本市メディカルタウン構想や新産業創出の取組を積極的に推進します。さらに、学生と地域・市民との交流促進に積極的に取組み、学生でにぎわう活気のあるまちづくりに取り組めます。

第6章 アスリートタウンの再構築

多くの世界的なアスリートを輩出している本市の特性を活かすとともに、市民と行政が一体となり競技スポーツの振興に努めながら、本市のイメージ向上を図ります。また、オリンピック・パラリンピックや国体2巡目開催を見据え、施設の整備を図ることで、大会の充実や合宿誘致に努め、交流人口の増加を目指します。

第7章 歴史・文化を学び育むまちづくり 第1節 歴史・文化を学び育む拠点

本市の歴史的シンボルである延岡城跡について、可能な限り史実に基づいた保存と活用の両立を目指した再整備を進めるとともに、延岡城を核とした歴史・文化ゾーン回遊観光の推進を図ります。

老朽化した内藤記念館は、建設場所がかつての延岡城の西ノ丸であったこと、藩主の御殿が建っていたことなどを踏まえ、城下町のべおかを感じる空間の創出に努めながら、美術館機能も備えた公開承認施設として再整備を行います。

また、本市の文化振興の中核的施設としての役割を担ってきた野口記念館についても、同様に老朽化が顕著となってきたことから、ホールのほか多目的に活用可能なフリースペースや、野口遵翁の顕彰ギャラリーなどを兼ね備えた「野口遵記念館」として再整備を行います。

第7章 歴史・文化を学び育むまちづくり 第2節 文化財の保護と活用

本市の特色ある歴史・文化的資源の保存・活用や情報発信を図りながら、市民の郷土への愛着と誇りを醸成し、市民協働による伝統行事の開催などを通して、文化活動の活性化と交流促進に努めます。

また、市制施行100周年に向けて、本市の歴史・文化・民俗・自然を体系的にまとめた新たな「本市史」の編さんに取り組み、様々な歴史資料等（文化財）を収集・保存し、後世へ継承するとともに、地域の連帯感やふるさと意識を高揚し、まちづくりに活かしていきます。

第8章 移住の促進・関係人口の創出

移住・U・I・Jターン希望者に対して本市の「住みやすさ」を効果的に情報発信します。さらには、移住者ニーズに合わせた支援や地域住民との交流を促進するための取組を行うなど、地域社会にとけ込みやすい地元のサポート体制を構築し、移住促進を図ります。また、関係者との連携や各種事業の展開により、関係人口の創出を図ります。

第2部 「未来を切り拓く活力ある産業づくり」

活力ある産業づくりを推進し、本市の未来を切り拓いていくため、農林水産業の分野では、所得アップと成長産業化を目指し、売れるものづくりの推進や販路の拡大と開拓により、もうかる農林水産業の実現に努めます。また、IT技術の導入や多様な担い手の育成・確保を図りながら、経営感覚を持った経営体づくりを推進するとともに、農林水産資源の保全と継承、有害鳥獣や鳥インフルエンザ等の危機事象への対応にも取り組みます。

また、自然、神話・歴史、食等の観光資源を有する本市の特性を踏まえ、高速道路の開通効果を最大限に活かした誘客促進を図るとともに、ものづくり企業や医療機器産業の集積等の強みを活かしながら、新分野挑戦や事業拡大、事業承継、創業・起業等へのチャレンジを支援することで、活力ある産業構造の構築を促進します。

一方、工業の分野では、企業のデジタル化をはじめ、成長戦略の支援や産学官金連携を促進するとともに、新たな産業団地の整備や企業の立地や人材政策を推進します。

第1章 農業の振興

農業所得10%アップ実現のため、売上の増加、コストの縮減、販路拡大を含めた流通体制の構築を三本柱とした「農業所得アップアクションプラン」等に基づき、高品質化や経営規模の拡大、農地の集積・集約化やスマート農業の活用による生産性の向上、インターネット通販サイトなどを活用した、販路の開拓・拡大等を図ります。

また、新規就農者の確保をはじめ、法人化や農福連携、企業参入などを推進し、多様な担い手の育成・確保を図るとともに、農地の大区画化や保全活動と併せて、鳥獣被害・家畜伝染病対策を推進しながら、持続可能な生産環境の確立を目指します。

第2章 林業の振興

林地台帳の精度向上による森林情報を有効活用した、スマート林業の推進や計画的な林道等の整備を一体的に進め、再生林や間伐の推進、針広混交林への誘導、循環型林業の促進により、水源涵養や国土の保全、木材等の生産など森林の持つ多面的機能の充実を図ります。また、特用林産物の安定した生産量や品質を確保する取り組みを支援するとともに、公共施設等の木質化や林業の6次産業化を進め、サプライチェーンの構築に努めます。

第3章 水産業の振興

安定した漁業経営の確立を目指して、漁業経営体の強化や高収益化の推進、さらには、行政・関係団体・漁業者が連携した地産地消をはじめ、大都市圏や海外における販路開拓などを推進し、水産業の成長産業化を図ります。

また、生産基盤の拠点となる漁港の整備においては、機能強化や防災・減災対策を促進するとともに、水産資源の維持・保全活動や水産業の理解促進等に取り組み、持続可能な水産業・漁村の構築を目指します。

第4章 商業の振興 第1節 商業の振興

地域社会、住民にとって魅力的な商店街の形成をめざすとともに、創業や若手・女性経営者等による新分野挑戦、事業拡大等を誘発することで、市内経済の活性化を図ります。

また、商業関係団体や地域金融機関との連携により、商業者への経営、金融支援等を行うことで、変化する経済・社会環境に対応した経営基盤の強化を促進します。

第4章 商業の振興 第2節 中心市街地活性化

東九州の拠点都市の玄関口である延岡駅周辺において、駅前複合施設「エンクロス」や新たな「仕事の拠点」となる再開発ビルの整備等により創出される賑わいの波及効果を高めるため、中心市街地における複合的なエリアマネジメント事業の更なる推進を図るとともに、戦略的に人の流れを生み出す仕組づくりに取り組みます。

第5章 観光産業の振興

本市が誇る「6S（自然体験、食、神話・歴史、スポーツ、産業遺産、里帰り）」を最大限に活かした独自の観光商品づくりを推進しながら、九州内はもとより、年々急増している外国人旅行者への対応強化や、国際イベント等を契機とした訪日外国人の本市への誘客を促進するとともに、更なる広域観光の推進と国内外に向けた戦略的かつ効果的な観光情報の発信を図ります。

また、観光分野においても地域経済の活性化を視野に入れながら、地域の魅力創生に努めていくとともに、「おせったいの心」を伝えられる人づくりを目指します。

第6章 工業の振興

「工業振興ビジョン」に沿って、地域ものづくり企業の技術革新・高度化を図るとともに、工業会をはじめ関係機関と連携し、販路拡大や生産性の向上、人材活用等、ものづくり企業等の育成・支援に取り組みます。

また、本市メディカルタウン構想の推進を柱として、様々な分野における産学官連携を図り、製品化等の取組を支援します。

第7章 企業立地の推進

新たな産業団地の整備を進めるとともに、延岡駅西口街区再開発ビル内への企業立地を促進するため、優れた立地環境や特色ある取組を広く情報発信しながら、企業情報の収集に努め、トップセールスをはじめとした誘致活動を積極的に推進します。

また、企業ニーズに対応した優遇措置の充実に努めます。

第8章 IT産業の集積促進等

新しい価値やサービス、ビジネスが次々と生まれるなど、企業を取り巻くデジタル化の波は急速に進んでいることから、本市へのIT関連企業の誘致を進めるとともに、人材の確保や育成にも努めていきます。さらには、あらゆる産業分野におけるデジタル化への対応についても積極的に進めていきます。

第9章 人材政策の推進

市内企業の情報・魅力を効果的に伝え、若い世代の人材を育成・確保する取組みを推進します。あわせて、企業立地はもとより、地元企業の事業拡大を支援することにより、雇用の場の創出に取り組むとともに、就業機会の拡大を図ります。

また、国・県等関係機関と連携しながら、労働環境を充実するための取組みを推進します。

第10章 創業支援や新たな産業の創出等

農林漁業者が、自ら或いは商工業者と連携して、生産から加工、販売まで行う6次産業化・農商工連携について、取組への誘引や意識の啓発はもとより、商品開発や販路開拓など具体的に取り組む農林漁業者等を支援するとともに、効果的な支援制度を構築し、6次産業化・農商工連携を推進します。

また、本市経済の基盤である中小企業の活性化を図り、地域経済に新たな活力を創出するために、各種商工関係団体と連携し、創業しやすい環境の充実や、事業承継等の支援に努めます。

第3部

「安心・安全な暮らしを支える地域づくり」

少子高齢化、核家族化や人口減少、ライフスタイルの変化、価値観の多様化が進み、本来持っていた地域や家庭の相互扶助の機能が低下し、地域の絆を維持することが難しくなってきました。

そのような中、住み慣れた地域で安心して生活できる環境を維持するためには、市民一人ひとりが防災や地域福祉などの諸課題に強い関心を持ち、これらに的確に対応できる体制をつくる必要があります。

そのため、地域コミュニティ意識の醸成や様々な地域活動を通じて、住民同士の絆を維持し、関係者が情報を共有し連携して対応できるよう、社会情勢に適応した地域コミュニティの再構築に取り組みます。

そして、この地域コミュニティを基盤として、地域住民のすべての世代が安心で安全な、日々の生活を送れる地域づくりに取り組みます。

第1章 地域コミュニティ

市民や地域による「自助」や「共助」の力が十分発揮できるよう、自治会をはじめとする様々な地域コミュニティ組織の活動を支援し、その活動の拠点となるコミュニティ活動の場の整備や自治公民館整備の支援を行うことにより、多くの市民が地域コミュニティ活動に参加できる環境を整えるとともに活動の活性化を図り、生涯を通じて心豊かに過ごすことのできる地域づくりを進めます。

また、少子高齢化の進行や地域の絆が希薄化するなど社会環境の変化により、福祉ニーズは多様化・複雑化しています。そのような福祉ニーズに応えていくことが地域住民の共通の目標と捉え、地域住民自らが福祉のまちづくりの担い手として積極的に地域活動に参加し、お互いに助け合い、支え合う地域福祉の実現に努めます。

さらに、このような市民や地域の力を、これまで行ってきた防災や防犯などの分野のみならず、社会環境の変化に起因し、行政のみでは解決できない新たな地域の課題解決にも活かし、誰もが安全・安心に暮らしていけるまちを目指します。

第2章 みんなで決めて、みんなで逃げる住民主体の防災

南海トラフ地震など今後想定される大規模災害の備えとして、「自助」「共助」「公助」の取組を強化し、災害に強い人・まちづくりを推進する必要があります。

市民は区や自主防災組織に加入し、防災教育や防災訓練に積極的に参加するなど日頃から災害に備えるとともに、地域は関係者と連携して、災害時要配慮者への避難支援を進めていく必要があります。

行政は迅速かつ正確に避難情報を市民に伝達する必要があるため、防災行政無線や災害情報メールなど既存の情報伝達手段に加え、コミュニティFMなどのメディア媒体と連携した防災ラジオや防災アプリなど新たな情報伝達手段の整備に取り組んでいます。また避難場所や避難所の確保・指定の推進や拠点となる避難場所の環境改善を進めます。

第3章 消防

大規模かつ多様化する自然災害などから市民の生命・身体・財産を守り、迅速かつ確かな対応を図るために、防災拠点となる消防署所（本署、分署）の適正管理、消防施設等の整備充実に努めます。

また、予防査察を柱とした指導や教育訓練により防火管理体制の確立を推進し火災の軽減に努めるとともに、人材育成を含めた救急救助体制の強化や医療機関との緊密な連携を図ることで救命率の向上に努めます。

さらに、大規模災害や特殊災害に対応するために、関係機関や近隣の消防本部との相互応援体制を強化するとともに、地域防災の中核を担う消防団の充実に努めます。

第4章 安心・安全な暮らしづくり

総合相談

市民からの様々な相談にワンストップで対応する相談窓口を設置し、専門の資格を持った相談員が関係機関と連携しながら、市民の悩みや困りごとを早期解決するための相談体制の構築に努めます。

交通安全

市民手づくりの「めひかり交通安全運動」を柱として、運転者はもとより、子どもや高齢者に対する安全教育の徹底など、広く市民の交通安全意識の高揚を図ります。

防 犯

地域の情報を共有し、市民と行政・関係機関が一体となった防犯活動を推進するとともに、地域住民による自主的な地域安全運動の促進を図ります。

消費生活

関係機関と連携しながら、多重債務をはじめとした消費生活相談に適正に対応するとともに、消費者の意識啓発に取り組みます。

第5章 子どもを産み育てたいと思えるまちづくり

全ての子どもが健やかに伸びやかに育つことで、子育て家庭が子育ての喜びや生きがいを感じることは、次代の親の育成という観点からも大変重要であり、将来に向かって必要なことです。

子育て家庭の抱える不安や孤立感、経済的負担を軽減し、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう環境を整備するとともに、本市の宝である、次代を担う子どもたち、これから生まれてくる子どもたちのためにも、地域や子育て支援の関係者、行政が一体となり、切れ目のない子育て家庭の支援に努めます。

第6章 高齢福祉・介護

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、心身の状況等に応じて必要なサービスが受けられるよう、各種サービスが一体となって、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築し、保健・医療・福祉・介護が連携した施策を総合的に展開します。

第7章 障がいと共に暮らせる社会づくり

市民が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らせる社会を目指します。

また、福祉施設などから地域生活への移行を進めながら、関係機関等と連携した相談支援体制の整備と障がい福祉サービスの充実を図り、障がいのある人にとって住みよい環境づくりに努めます。

第8章 健康長寿と医療

全ての市民が将来にわたって健康で安心して生活できるよう、「本市の地域医療を守る条例」の基本理念に基づき、市民、関係機関・団体、行政が協働して、地域で完結できる医療体制の整備や自発的で継続的な健康づくり活動に取り組みます。

また、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣の改善や健診受診を促進する施策をはじめ、感染症対策など疾病の発症や重症化の予防を重視した施策を推進します。

さらに、大規模災害発生時における医療体制の確保や新感染症等の対応についても、関係機関等との情報共有や連携により、段階に応じた的確な対応に努めます。

第9章 生活を支える制度

国民健康保険・後期高齢者医療

市民の負担を可能な限り抑えつつ、国からの財政支援をさらに確保することにより安定運営を維持していきます。また、特定健診をはじめとした保健事業の充実・強化により、市民の健康寿命の延伸を図ります。

国民年金

将来の生活に備えた年金制度に対する正しい理解と信頼を得るために、年金事務所等と協力・連携しながら、更なる年金制度の周知徹底を図り、市民に対して丁寧でわかりやすい年金相談に努めます。

ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭の就業を支援し、仕事と子育てが両立するよう、経済的な自立や生活の安定と向上を図るとともに、子どもが心身ともに健やかに育つよう、相談・支援体制の充実に努めます。

生活困窮者自立支援・生活保護

生活困窮者の多様で複合的な課題を解決するため相談体制の充実を図りながら、各種社会保障制度の活用等により自立を支援します。また、社会保障制度の最後のセーフティネットである生活保護制度を適正に実施します。

生活相談

生活に関する市民からの相談に対し、「なんでも総合相談センター」において、個別に寄り添ったきめ細かな対応を実施するとともに、多角的な支援が必要なケースに対応するため、関係機関との連携を強化します。

第10章 公共交通（日常的な移動手段の確保）

路線バスやまちなか循環バス、乗合タクシー等の維持・確保に努めるとともに、市民が主体となって運行する移動手段やスクールバスへの住民混乗など新しい移動手段の提供についても推進を図り、公共交通を利用した生活ができるバスネットワークの整備を目指します。

第4部

「一人ひとりを大切に育む人づくり」

市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中、年齢や性別などにかかわらず、誰もが個性と能力を発揮し、愛着と誇りを持って生き生きと暮らすことのできる地域社会が求められています。

この地域社会づくり、まちづくりの基本は人づくりにあります。

その根幹となる子どもの健やかな成長は、市民のすべての願いです。学校や家庭、地域社会がともに連携・協力し、一人ひとりの多様性を尊重し自尊感情の高いのべおかの未来を担う子どもが主役の人づくりを進めるとともに、若者の「自己信頼」を育むなど「人間力」の育成にも取り組んでいきます。併せて、ICTやAIを活用した個別最適化学習など一人ひとりに応じた教育を推進していきます。

文化やスポーツ、地域活動などを通して、生涯にわたって学び、互いに尊重し男女が共に参画しながら、生きがいのある地域社会づくりに主体的に活動できる人づくりを進めます。さらに、先人たちが築いてきた歴史・文化等を継承しつつ、これからの延岡新時代にふさわしい魅力あるまちづくりに取り組む人づくりを進めます。

第1章 一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育 第1節 教育内容の充実

児童生徒数が減少し、社会状況が多様化・複雑化する中で、これまで以上に保護者や地域・関係機関との連携を図りながら、教育コミュニティづくりを推進し、学校が持つ教育機能を高めるとともに、特色ある学校づくりに努めます。また、これからの時代を担う子どもたちに特に求められる新しい価値を創出する力等、生きる力を育むことを目指した教育の充実を図ります。

第1章 一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育 第2節 教育環境の整備

児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるように、学校施設の整備に努めます。また、ICT教育環境の充実等、学習に有効な教材・教具の整備充実を図るなど、良質な教育環境の提供に努めます。

第2章 青少年の人間力育成

少子化や電子メディアの普及などにより、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、問題も複雑、多様化しています。このような中、学校や地域と連携して青少年を見守る体制を構築するとともに、家庭教育を支援する環境づくりに努めます。また、様々な体験活動を充実させることで、子どもが自ら考え行動できる力を育みます。

さらに、将来、地域社会の担い手となる青年層の人材を育成するために、青年活動への支援を拡充し、活動の活性化と地域貢献意識の高揚を図ります。

また、急速な社会の変化とともに人づくりに対するニーズが多様化しており、学校や家庭、地域社会だけでは解決できない課題が存在していると考えられることから、このような課題の解決や人づくりによる地域の活性化を図るための第4の存在として「(仮称)延岡こども未来創造機構」の創設し、各種教育プログラム等を楽しく学ぶ取組や自己信頼を高める取組等々を育む取組を行います。

第3章 全ての世代の向上心を大切にす生涯学習・社会教育 第1節 生涯学習・社会教育

ゆとりと潤いのある市民生活を実現するため、地域社会や社会教育関係団体とより一層の連携を図り、ICT等も活用しながら、多様な学習機会の提供と社会教育施設の充実に努めます。併せて、学習によって得た経験や知識を地域社会で発揮できる環境を整備することで、充実感のある市民生活の実現を目指します。

第3章 全ての世代の向上心を大切にする生涯学習・社会教育 第2節 図書館サービスの充実

図書館は、誰もが主体的に知識や教養を身につけて豊かな生活を送ることができるように、生涯にわたって市民の自主的・自発的な学習活動を支援する教育施設です。そのため、市民が将来にわたり、いつでも、どこでも図書館サービスを楽しむことができるよう、多様なニーズに応じた資料・情報の提供やレファレンスサービス（参考調査）の充実に努めるとともに、他の図書館や関連施設及びボランティア等と連携して、利用促進や読書活動の推進を図ります。併せて、移動図書館や様々なネットワーク情報資源を活用したサービスの拡充に取り組みます。

第4章 豊かな心あふれる文化都市づくり

延岡の高い市民力と文化レベルに根差した、多様な市民文化活動を支援します。また、豊かな自然と、城下町としての歴史を活かしつつ、市民が自信と誇りを持ち、市内外にアピールできる生き生きとした延岡の文化を創造します。

さらに、伝統的な文化の担い手を育てつつ、新たな文化のリーダーを養成し、延岡の文化が脈々と受け継がれ発展していくための人づくりを推進します。

第5章 スポーツ・レクリエーションのさらなる推進

市民生活に心の豊かさと健康をもたらし、活力ある社会を築くため、市民が気軽にスポーツを楽しみ、生活の一部としてスポーツが定着するための環境づくりを進めます。

このため、関係団体や指導者等と連携しながら、各種のスポーツ教室や大会・イベントなどの拡充を図り、また施設の整備充実に努めながら、市民が主体的にスポーツに取り組める環境を整えます。

第6章 男女共同参画社会づくり

少子高齢化の急速な進展により、今後も労働人口の減少が見込まれています。そのため、男女がともに働きやすい環境が整い、仕事と生活の調和が図られる社会を目指して、男女共同参画への理解の促進を図るとともに、人材の育成などに努めます。あわせて、政策方針決定機関への女性参画を推進します。

第7章 すべての市民の人権が尊重されるまちづくり

人間としての尊厳や互いの人権が尊重される差別や偏見のない社会を目指して、「本市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例」に基づき、あらゆる機会を通じた教育・啓発活動に取り組むなど、人権が尊重されるまちづくりを推進します。

第5部

「ぬくもりと躍動感が感じられる都市環境づくり」

本市は、東九州有数の工業都市であるとともに、豊かな水産資源を育てる海、奥深き雄大な山々、鮎を育む清らかな川など美しい自然に恵まれています。この地域の特性を活かして、災害に強い安全で住みやすいまちをつくとともに、豊かな暮らしを営むことができるまちをつくる必要があります。

豊かな自然を守るため、地球温暖化防止などの環境保全を視野に入れて、ごみの減量化や資源化などにより環境にやさしい循環型社会の形成を図るとともに、ユネスコエコパークへの登録を契機とした取組等により絶滅危惧種をはじめ希少な動植物の生息地や自然環境の保全を図ります。

また、安全な暮らしを守るため、河川改修等による治水対策、道路網の整備による安全な避難路の確保、安定したライフラインの構築や建築物の耐震化による生活基盤の確保など、都市整備の推進を図ります。

さらに、豊かな暮らしを実現するため、効率的な市街地の整備や上下水道の整備などにより快適な居住環境づくりを進めるとともに、都市機能の充実による利便性の向上や、地域が持つ歴史や文化などの特性を活かした美しい景観の形成に努めます。また、人口減少などの社会情勢を踏まえた持続可能な中山間地域づくりを推進し、恵まれた自然環境から得られる豊富な地域資源を活かした食や観光の振興等の取組を推進します。

第1章 環境保全

延岡の豊かな自然環境を守るため、絶滅危惧種をはじめ希少な動植物の生息地の保護に取り組み、環境に配慮した公共工事を実施します。

また、大気や水質の定期的な監視や、総合的な生活排水対策により、自然環境の保全に努めます。

さらに、温暖化防止等の地球環境保全や生活環境の保全についても、市民、事業者と協働の取組を進めます。

第2章 廃棄物対策

循環型社会を形成し、更には地球環境に貢献するため、市民・事業者及び行政が一体となって、ごみの減量化・資源化を進めるとともに、その取組の効果を検証しながら、廃棄物対策の充実に取り組みます。

また、ごみの焼却・破碎・埋立などの廃棄物処理については、災害に強い安心・安全な施設をモットーに、効率的で環境にも配慮した適正処理に取り組みます。

第3章 生活衛生

清潔で安全かつ快適な生活環境を守るために、関係機関と連携しながら、災害時の防疫対策、狂犬病予防等の公衆衛生活動を進めるとともに、市営墓地の適切な環境整備や円滑な火葬場の維持管理に努めます。

第4章 持続可能な土地利用

国土形成計画を基本とし、「本市都市計画マスタープラン」や「本市農業振興地域整備計画」等との整合を図り、計画的な開発整備を進める地域、農林業等の振興を図る地域、将来にわたって保全すべき森林地域等を明らかにしながら、災害に強い環境づくり、社会情勢の変化を踏まえた総合的・計画的な土地の有効利用に努めます。

第5章 市街地整備

良好な市街地の形成や公共施設の整備を図るため、土地区画整理事業による効率的な市街地の整備を進め、快適で災害に強いまちづくりに努めます。

また、安心・安全のために開発許可制度や地区計画制度等を適正に運用しつつ、民間による良好な市街地整備の指導・誘導に取り組みます。

都市景観等やアニメティに配慮しユニバーサルデザインの視点に立った市街地整備と連携したまちづくりの形成を図ります。

第6章 道路 第1節 国・県道

広域交流基盤となる交通体系の形成を図り、交通の広域性、迅速性、安全・安心を確保するため、一般国道、主要地方道（県道）、一般県道の道路整備を促進します。

第6章 道路 第2節 市道

広域となった市内域の移動の円滑化を図るため幹線道路の整備を進めます。さらに、高速道路開通や社会情勢の変化により、計画決定時点から必要性や位置づけが変化している未整備の都市計画道路について見直しを図ります。

また、市民の経済活動や日常の利便性、安全性を確保するため地域の状況に応じた計画的な道路整備や老朽化した橋梁・トンネルの計画的な長寿命化、超高齢化社会に対応した歩道の確保やバリアフリー化を進めるとともに、適切な道路の維持管理に努めます。

第7章 住宅

良質な住宅ストックを形成するため、住まいに関する情報提供を進めるなど延岡らしい良質な住まいづくりを目指します。また、高齢者や子育て世代等の需要にも対応できる住宅の整備や市民の多様なニーズに応じた安全で安心な住環境づくりを推進します。

また、増加傾向にある危険な空き家について、総合的な空き家対策を推進し、空き家対策の一環として中古住宅の利活用も図るとともに、移住・特に子育て世帯にやさしい施策の推進を図ります。

市営住宅については、安心して住み続けられるための住宅セーフティネット機能の向上を図ります。また、指定管理者によるきめ細やかなサービスの提供や効率的な維持管理に取り組みます。

第8章 市民と育む公園緑地

都市部における緑とオープンスペースの確保を図り、市民のふれあい・余暇活動の場を提供するため、自然、歴史、文化などの地域特性を活かした公園の整備を図るとともに、災害発生時の避難場所としての整備を図ります。また、老朽化した公園施設や遊具等の補修、更新を計画的に行い利用者に快適で安全な施設を提供します。

身近な公園については、日常的な維持保全に加え、市民及び公園愛護団体などの協力を得ながら、良好な環境づくりを目指し、花と緑のまちづくりの推進に取り組みます。

さらに、自然公園の利用促進、やすらぎを与えてくれる景勝地の保全・保護を図ります。

第9章 自然・歴史・産業が織りなす景観づくり

本市の特性である豊かな水産資源を育てる海、雄大な山々、鮎などを育む清流など美しい自然景観を保全すると共に、地域が持つ歴史や文化などの特性を活かした景観の形成に努めます。

このため、景観法を活用し、「景観計画」及び「景観条例」に基づき、良好な景観形成に向けた総合的な取組を行います。

第10章 水道

水道は、市民生活のライフラインとして重要な役割を担っているため、水質基準に適合した水をいつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に使うことができるよう平成28年に策定した「新水道ビジョン」に基づき、災害に強い水道施設整備や緊急時において早急に対応できる体制の充実を図ります。

また、公営企業として経営の安定化を図るとともに、効率的な施設更新を実施します。

第11章 下水道

生活環境の改善と海や川の水質保全のため、事業実施地区の早期完成に努め、未整備地区のさらなる普及促進に取り組むとともに施設の適切な維持管理や統廃合、改築更新・耐震対策により、安定的な処理機能の確保に努めます。

また、浸水防除のため雨水処理施設の整備や出水期前の水路等に堆積する土砂の撤去を行うなど「水害に強いまちづくり」を目指します。

さらに、未接続家屋への水洗化の促進や各種イベントを通して下水道の役割や大切さについて啓発を行うとともに、公営企業として経営の健全化に取り組めます。

第12章 河川・港湾・海岸

市民の生命や財産を水害から守るため、河川改修事業等の治水対策や流域治水への転換により災害に強い河川を目指します。さらに、豊かな自然環境や水辺の景観に配慮した河川整備を促進するとともに、イベント等をとおして川に親しむまちづくりを推進します。

また、各港湾の特性を生かした利用促進を図るとともに、長寿命化と防潮堤等の地震津波対策を促進します。

海岸については、比較的発生頻度の高い津波（レベル1津波）に対する被害を軽減するため、ハード・ソフト対策を組み合わせた津波対策の充実と海岸侵食への対応に取り組みます。

第13章 それぞれの地域の特色を活かした中山間地域対策

過疎地域や辺地地域並びに離島である島野浦島等の中山間地域の振興を図るため、道路をはじめとした社会資本の整備や生活サービス機能の維持、また、地域資源等を活かした取組を総合的かつ計画的に推進します。

第6部

「多様な人材が参画する市民が主役のまちづくり」

少子高齢化や人口減少が進行し、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化していくなかにおいて、健全な財政運営の維持と、持続可能な行政運営を目指し、さらなる効率化や運営体制の強化等を図ります。

また、広報広聴活動の充実等による市民と行政の情報の共有化や、ICT等の利活用によるスマートシティの構築、情熱と使命感を持った職員の育成等を図るとともに、市民のまちづくりの意識を醸成し、その活動を促進するなど、市民協働による「市民が主役のまちづくり」を推進し、さらなる市民サービスの向上に努めます。

第1章 市民が主役のまちづくり

少子高齢化、人口減少、価値観の多様化等が進む中、それらにこたえ、よりよい地域社会を実現するため、市民や市民活動団体、事業者などと行政が、対等な立場で協力・連携する、市民協働による「市民が主役のまちづくり」を進めています。

今後も、市民協働により様々な課題を解決し、多くの市民が自分たちのまちに愛着と誇りを持てるよう「市民が主役のまちづくり」をさらに推進します。

第2章 「対話の市政」の基盤となる広報・広聴・情報公開の充実

市民と行政が情報を共有し共通の認識を持つこと、また併せて、市民の意見や要望が市政に反映されることは市民協働のまちづくりにとって重要なことです。

このため、行政情報を分かりやすく積極的に発信するとともに、市民の意見・要望の的確な把握に努めます。

第3章 地域の実情に合った「スマートシティ」の構築

ICT（情報通信技術）の飛躍的な進化の中、多様な地域情報サービスの提供や、公衆無線LAN等の情報通信基盤の拡充等により地域のデジタル化を図り、活力と魅力あるまちづくりを推進します。

また、行政のデジタル化については、国のデジタル化の動向を注視し、市民サービスの向上を図りながら、その効率性や安全性をさらに高めるため、クラウドシステムの適正な運用や行政システムの標準化等に努め、併せて情報セキュリティの確保や、災害等の非常時においても迅速な業務の継続ができる体制づくりを推進します。

第4章 効果的で効率的な行政経営

地方創生に向けた取組を推進するとともに、行財政改革を推進し、健全な財政の維持と効果的で効率的な行財政運営に努めます。

また、公共施設維持管理計画に基づき、維持管理費の平準化に努めるなど、人口減少社会を見据えた長期的な観点から、効率的な行政経営を図ります。

第5章 使命感を持って市民と向き合う市役所を目指して

効率的な運営体制の確立を図りながら、定員管理、職員配置や給与の適正化に努めるとともに、働き方改革に取り組み職員のワークライフバランスの推進を図りながら市民サービスの維持・向上に努めます。さらに、研修の充実等により高い資質や能力を備えるとともに使命感を持って市民と向き合う革新者の育成を図ります。

また、時代のニーズに即応した効果的かつ機能的な組織の整備に努めるとともに、緊急事態にも柔軟に対応できる組織の整備を図ります。